

関西学院大学同窓会奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及びボランティア活動等の正課外活動において顕著な成果によって関西学院の名を広く高めた者に対し、活動を奨励することを目的として関西学院大学同窓会奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は、関西学院同窓会（以下「同窓会」という。）からの寄附金をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及びボランティア活動等の正課外活動で顕著な成果を挙げ、メディアなどを通じて関西学院の名を広く高めた者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は、30万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1／2）を春学期に一括交付する。

3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(候補者決定)

第7条 関西学院大学同窓会奨学生（以下「奨学生」という。）の採用候補者の決定は、申請者の中から学生活動支援機構（以下「機構」という。）の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定し、同窓会に報告する。

(採用)

第8条 奨学生の採用は、各学部の推薦により委員会で決定する。

2 関西学院大学奨励奨学金又は関西学院大学クレセント奨学金と重複して採用することができない。

(異動)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

(受給資格の喪失)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 奨学金の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2012年（平成24年）1月13日から施行する。

略

5 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

関西学院特別支給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、法人の設置する各学校・幼稚園に在学する園児、児童、生徒、学生又は大学院学生で、家計等の急変により修学が著しく困難な者を援助するために、関西学院特別支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 学校法人関西学院が5億円を拠出し、その果実をもって奨学金に充てる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、第1条に規定する各学校・幼稚園に在学する正規の園児、児童、生徒、学生又は大学院学生で、家計等の急変により修学が著しく困難な者とする。

(金額)

第4条 奨学金の金額は、学費相当額（授業料、研究（教育）資料費、実験実習費、教育充実費及び冷暖房費）の2分の1（千円未満切捨て）又は40万円のうち、いずれか少ないほうの金額を限度とする。ただし、他の学内奨学金と重複する場合、それらの合計額が学費相当額を越えないものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は、家計等の急変により修学が著しく困難となった年度限りとする。

(申請、採用、異動、交付の停止等)

第6条 奨学金の申請、採用、異動、交付の停止等は、各学校・幼稚園の特別支給奨学金規程又は奨学金規程に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程に関する事務は法人部法人課で行ない、改廃は常務員会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）10月14日から施行する。

関西学院大学特別支給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生で家計等の急変により学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学特別支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 関西学院特別支給奨学金規程第2条に準ずる。

(資格)

第3条 奨学金を受けるものの資格は、大学に在学する正規の学生で、次の各号の一に該当する家計事情により学費納入が極めて困難な者とする。なお、その事情は発生したときから原則として1年以内を対象とする。

- 1 主たる家計支持者が死亡又は離別したとき。
- 2 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職したとき。
- 3 主たる家計支持者が破産したとき。
- 4 病気、事故、経営不振その他家計急変の事由により、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
- 5 火災、風水害、震災等の災害により激甚災害指定地域・災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害又はこれらに準じる程度の被害を受けたことにより、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。

(年額及び交付)

第4条 関西学院特別支給奨学金規程第4条に準ずる。

- 2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1／2）を春学期に一括交付する。
- 3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は、家計等の急変の事由により学費納入が極めて困難となった年度限りとする。また、この奨学金の採用は、原則として1回限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 関西学院大学特別支給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から機構の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不適当と認めるとき。

2 奨学金の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第10条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部にて行う。

(細則)

第11条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2011年（平成23年）10月14日から施行する。
略
- 4 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学後援会奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生で家計等の急変により学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学後援会奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は、関西学院後援会からの寄附金をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受けるものの資格は、大学に在学する正規の学生で、次の各号の一に該当する家計事情により学費納入が極めて困難な者とする。なお、その事情は発生したときから原則として1年以内を対象とする。

- 1 主たる家計支持者が死亡又は離別したとき。
- 2 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職したとき。
- 3 主たる家計支持者が破産したとき。
- 4 病気、事故、経営不振その他家計急変の事由により、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
- 5 火災、風水害、震災等の災害により激甚災害指定地域・災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害又はこれらに準じる程度の被害を受けたことにより、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は、学費相当額（授業料、実験実習費、教育充実費）の2分の1（千円未満切捨て）又は40万円のうちいづれか少ないほうの金額を限度とする。

- 2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。
- 3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。
- 4 他の学内奨学金との重複は可とする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は、家計等の急変の事由により学費納入が極めて困難となった年度限りとする。また、この奨学金の採用は、原則として1回限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 関西学院大学後援会奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から機構の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定し、関西学院後援会に報告する。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不適当と認めるとき。

2 奨学金の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第10条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部にて行う。

(細則)

第11条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2010年（平成22年）7月2日から施行する。

略

5 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学ランバス支給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学の一般選抜入学試験受験予定の者で、経済的理由により就学困難であり、かつ本学への入学を強く希望する者に対し、在学中の勉学を支援することを目的として関西学院大学ランバス支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、学資の援助を必要とする者のうち本学への入学を強く希望する者で、大学の一般入学試験または大学入試センター試験を利用する入学試験に合格し入学した者、及び学年進行時の継続審査に合格した者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は年間授業料の半額相当額とし、文系学部30万円、理工学部45万円、総合政策学部、教育学部及び国際学部40万円、人間福祉学部36万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。

3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は、標準修業年限とする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）

に提出しなければならない。

(候補者決定)

第7条 関西学院大学ランバス支給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用候補者の決定は、応募者の中から、学生活動支援機構（以下「機構」という。）の推薦により行う。

(採用)

第8条 奨学生の採用は、前条の採用候補者のうち本学に入学した者について、委員長が決定し、学生委員会（以下「委員会」という。）で承認を得るものとする。

2 奨学生は大学支給奨学生に出願することはできない。

(異動)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

1 奨学生を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

(受給資格の喪失)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

1 奨学生を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 奨学生の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学生の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第11条 この規程の奨学生に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2012年（平成24年）10月1日から施行する。

略

3 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

高田昇二奨学生規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、山寄真弓氏及び高田知里氏（故高田昇二氏〔1950年経済学部卒業〕のご遺族）からの寄付金をもって、学部学生を経済的に支援することを目的として、高田昇二奨学生（以下「奨学生」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学生は寄付金をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学生を受ける者の資格は、大学に在学する1年生の正規学生であって、人物として優れた者であり、かつ経済的援助を必要とする者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学生額は一人20万円を上限とし、毎年2名を採用する。

2 奨学生の交付は一括交付とする。

(期間)

第5条 奨学生を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学生の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 高田昇二奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から学生活動支援機構（以下「機構」という。）の推薦により、学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(返還)

第8条 委員会が奨学生として不適当と認めたとき、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

略

3 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。